

るるパーク活用推進事業委託業務仕様書

1 業務内容

(1) 業務名

るるパーク活用推進事業委託業務

(2) 本業務の目的

令和8年度に開園25周年を迎える大分農業文化公園（愛称:るるパーク）を、農業だけでなく、様々な角度から活用・PRし、公園の魅力を発信する巡回展や各種イベントを開催することで、更なる利活用や来園者増加につなげることを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月19日までとする。

(4) 履行場所

大分県杵築市山香町大字日指1-1ほか

2 業務内容

本業務の目的を達成するため、以下の内容について実施すること。

(1) 新施設の完成記念イベント兼るるパーク25周年記念キックオフイベントの開催

① 概要・目的

- ・令和7年度に実施したコテージ等の整備事業に関し、施設の完成記念イベント兼るるパーク25周年記念キックオフイベントを開催し、新施設の魅力をPRする。

② 開催日時

令和8年4月17日（金）10時30分～11時00分（予定）

③ 開催場所

るるパーク 新設コテージ前

④ 実施内容

- ・会場の設営（招待客向け椅子の設置、音響設備、テープカット準備、その他必要な設置物）を行うこと。
- ・来園者配布用ノベルティ（100個程度）を作成すること。
- ・内容や招待客については県と協議して決定すること。

(2) 25周年関連イベントの開催

① 概要・目的

- ・各テーマ設定とターゲット層に対応したイベントを年間を通じて開催することで、るるパークの新たな活用方法を見出し、利用者の増加につなげる。

② 実施内容等

- ・以下の5つのテーマに沿ったイベントをるるパーク内で開催すること。実施期間は令和8年4月から令和9年2月までの開園日のうち、土日祝を含んだ1日以上とする。

- ・各種イベント内容及び実施時期等については、県と協議のうえ決定すること。

(ア) テーマ：市町村連携

- ・実施目的：県内観光振興及び地域特産品をPRするイベントを通じて、県内各市町村との連携を深める。
- ・想定しているターゲット：ファミリー世代

(イ) テーマ：子育て

- ・実施目的：子どもを対象としたイベントを開催し、子育て世代の集客を図る。
- ・想定しているターゲット：子育て世代

(ウ) テーマ：食

- ・実施目的：食の魅力発信や地域振興の場として、るるパークを活用する。
- ・想定しているターゲット：全世代

(エ) テーマ：健康

- ・実施目的：健康づくりイベントを通じてスポーツと健康の観点から新たな利用者層を開拓する。
- ・想定しているターゲット：全世代

(オ) テーマ：農業

- ・実施目的：県産農林水産物PRにつながるイベントを通じて、集客を図る。
- ・想定しているターゲット：ファミリー世代、若年層

(3) るるパーク巡回展の実施

① 概要・目的

- ・るるパークの紹介パネルや季節を感じさせるデザインパネルなどを一同に展示する巡回展を県内各地で実施することにより、県内に広ぐるるパークの魅力を周知し、活用の促進につなげる。

② 実施内容

- ・るるパークの紹介パネルや季節を感じさせるデザインパネルを作成し、各実施会場に展示すること。
- ・実施に必要な調整及び手続き（会場使用許可の申請等）を行うこと。

③ 実施回数及び実施場所

- ・るるパークの近隣自治体以外（県中部、北部、西部、南部、豊肥地区）を会場とし、5か所程度で実施すること。各会場での実施期間は5日間以上とする。

(4) その他

- ・(1)～(3)と連動した、来園者アンケートを実施すること。内容、実施期間、サンプル数については県と協議のうえ決定すること。
- ・委託業務の実施に当たって必要な資機材は、県が貸与するものを除き、原則として受

託者が用意すること。

3 提出物及び成果物

(1) 提出物

・契約締結後、速やかに委託業務スケジュールを作成し、提出すること。

(2) 成果物等

・業務完了後、履行期間内に以下に掲げるものを成果物として納品すること。

① 業務実施報告書（来園者アンケートの結果を含む）

② その他県が必要と認めるもの

(3) 成果物の著作権等

・本業務により制作した成果物の著作権の取り扱いは以下のとおりとする。

① 受託者は、成果物に付与される著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利を、第13条第2項の規定による引渡しと同時に大分県に無償で譲渡するものとする。

② 大分県は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。

③ 受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。

④ 本事業で製作した成果物の利用を引き続き希望する場合は、その旨を県に申請すること。

4 その他

・契約にあたり、企画提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、必要に応じて修正できるものとする。

・受託者は、本業務の遂行にあたっては、県と協議し、適宜、連絡、確認を行いながら実施するものとする。

・内容に変更が生じる場合は、その都度、事前に県と協議すること。

・この仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

・本業務を遂行するにあたり、機密情報及び個人情報の保護に十分注意すること。

また、本業務の遂行中に第三者に与えた損害等については、県の責めに帰すべき事由による場合を除き、責任を負う。

・成果物に係る全ての権利は、県に帰属するものとする。

5 委託金の請求及び支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

なお、委託金の一定金額の範囲までを前金払いとすることも可能であるが、前金払い請求の内容については、契約書の中で取り決めることとする。